吹田東部拠点土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する市長の評価意見書

平成20年(2008年)4月 吹田市

事業者が本事業を実施するに当たっては、下記の事項及び当該評価書について寄せられた多数の住民意見書の内容を尊重し、評価書の内容の検討を行い、本事業がさらに環境に配慮したものとなること求めるものである。

記

当該事業に係る環境影響評価書における環境の保全の措置について

- 1 「8.環境の保全のための措置」、「8.1 工事の実施にかかる環境の保全のための措置」、「8.1.1 大気汚染」、「(1) 建設機械の稼動」で、「可能な限り国土交通省指定の排出ガス対策型建設機械を採用する。」とあるが、「可能な限り」を削除すること。
- 2 「8.環境の保全のための措置」、「8.1 工事の実施にかかる環境の保全のための措置」、「8.1.2 騒音」、「(1) 建設機械の稼動」で、「 低騒音型の建設機械を可能な限り使用する。」とあるが、「可能な限り」を削除すること。
- 3 「8.環境の保全のための措置」、「8.1 工事の実施にかかる環境の保全のための措置」、「8.1.2 騒音」、「(1) 建設機械の稼動」で、「 夜間工事を実施する場合には、可能な限り、短時間、短期間で工事が終了するよう工事計画を工夫する。」とあるが、「可能な限り」を削除すること。

(付帯意見)

当該事業に係る環境影響評価書について住民等の意見書に対する事業者の見解書を平成20年4月22日付けで提出を受けたが、事業者の見解について、より具体的かつ詳細な内容の表記を付加すること。

以上